

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会 特別委員長報告

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査のうち、総務分科会で行いました、「本市における原子力災害に関する損害賠償請求等について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

総務分科会においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年を経過した現在においてもなお、除染と並び大きな問題の一つである原子力災害の被害に対する自治体や市民の損害賠償について、原因者である東京電力が十分な対応を行っていないのではないか、また、現行の原子力災害に関する損害賠償制度に問題があるのではないかとという観点から、問題点の調査、分析とその対応策の提言を行うことを目的に、「本市における原子力災害に関する損害賠償請求等について」を調査事項と決定したところであります。

平成25年9月18日からの委員による協議や平成25年11月27日の「福島市復興計画」の進捗状況の確認調査の中で市当局からの説明を伺い、その結果も踏まえつつ、計15回の分科会を開催いたしました。

主な内容としては、参考人として、東京電力（株）代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地副本部長の石崎芳行氏、東京電力（株）本店福島本部復興推進室地域担当（副室長）の原子昭洋氏、東京電力（株）本店福島本部福島原子力補償相談室補償相談ユニット長兼福島補償相談センター所長の町田和義氏の3名の方を招致し、また、原子力災害に関する損害賠償についての知見を有する弁護士の浜通り法律事務所の渡辺淑彦氏、渡邊真也法律事務所の渡邊真也氏の2名の方を招致するなど詳細な調査を実施いたしました。

次に、調査の結果について申し上げます。

調査項目に係る問題点に関しては、次に掲げる3つの課題があるとの認識に至りました。

1点目としては、原子力災害に関する損害賠償についての東京電力の対応についてであります。

参考人招致において、東京電力に対し、原子力損害賠償紛争審査会の「指針」に対する認識を確認した結果、本市の置かれている状況との意識の乖離を感じたところであり、また、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を拒否する事例など、東京電力の損害賠償に対する姿勢は、原因者としての認識が乏しいことから、そうした認識に基づく種々の対応について、国を含めて責任ある対応を求めるべきであるとの結論に達しました。

さらに、国に対しては、全ての被害者への賠償が、迅速かつ確実に行われるよう「指針」の追加、見直しを適宜行うことに加え、賠償への対応のみならず、本市復興と被害者一人一人が原子力災害以前の生活を取り戻すために必要な各種施策を講じるようあわせて求めるべきであります。

2点目としては、精神的損害の一律的な賠償の継続についてであります。

東京電力は「指針」に基づき、自主的避難等対象区域とされた本市等の妊婦を除く大人への一律的な精神的損害等の賠償を初期の混乱期とされる平成23年4月22日までとし、妊婦や18歳以下の子どもについても、平成24年8月31日までと限定しております。東京電力の参考人招致において、それ以降の一律的な精神的損害についての賠償の必要性について確認をしましたが、東京電力の町田参考人からは、平成24年9月以降の賠償について、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が認められる原子力損害が発生している場合について、個別の事情を伺い対応するとの見解が示されました。

しかしながら、現在においても市民は、低線量被曝におびえ、精神的苦痛や不安を感じる中で生活を強いられており、こうした状況は、精神的損害が現在も継続していることにほかならず、一種の継続的な不法行為を受けているといえるものであります。よって、原子力災害に起因する損害として、精神的損害の一律的な賠償の継続を求めるべきとの結論に達しました。

3点目としては、原子力損害賠償紛争解決センターに関してであります。

損害賠償の迅速かつ適切な対応と多数の被害者の混乱や不公平感を減じ、また、申立てを行っていない被害者に対しても賠償の範囲を明確にするためには、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準や和解事例を「指針」に反映させることが必要であり、さらに、東京電力が和解仲介案の一部を拒否している状況等に対し、和解仲介案が尊重される制度の構築を求めるべきであるとの結論に達しました。

これら3つの課題の解決に向けて国に対し、地方自治法に基づく意見書を提出し、強く要望するとともに、東京電力に対しては、決議により、本市議会の意思を表明することを提案することと決しました。

市当局に対しては、次のとおり提言をいたします。

1点目として、本市における自治体の損害賠償及び市民の精神的損害の一律的な賠償の継続に関する、東京電力や国への要望活動の一層の推進についてであります。

平成23年12月の当特別委員長報告において、原子力災害の被災者を含む入湯税の課税免除に関し、市当局が引き続き、減収分の補てんを国に求めるよう提言するとともに、本市議会としても、国に対して入湯税の課税免除に係る減収分の補てんを求める内容の意見書を提出しております。

市当局においても福島県原子力損害対策協議会、市長会等を通じ、税の減収分も含む被災自治体としての賠償を求めている状況について説明がありました。

こうした背景がある中で、東京電力の町田参考人からは、平成25年9月の原子力損害賠償紛争審査会の議論を受け、平成26年2月の福島県原子力損害対策協議会の要望活動の中で、前向きな検討を行うとの回答を行ったとの見解が示されました。

本市の貴重な財源である入湯税等目的税の減収分の賠償について、これまでの市議会及び市当局それぞれの立場からの取り組みも寄与し、その見通しが立ったものと認識しております。

これら事例からも、市当局においては、自治体としての損害の完全賠償及び市民の精神的損害の一律的な賠償の継続に向け、福島県原子力損害対策協議会、市長会等を通じた要望活動を引き続き推進するとともに、福島県等の関係自治体とも連携を強化し、粘り強く東京電力や国への要望活動の一層の推進を検討すべきであります。

2点目として、本市の自治体賠償における、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立ての検討についてであります。

当局の説明によると、民間事業を優先する東京電力の方針の中で、一般会計分の損害賠償の協議は、水道事業分などより遅れているとの話でありました。

今後の東京電力との協議において、本市が被った被害への賠償の見込みが低いと判断される場合には、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申立ても含め、毅然とした対応を検討すべきであります。

3点目として、本市復興と被害者一人一人が原子力災害以前の生活を取り戻すために必要な各種施策の充実を国に求めることについてであります。

浜通り法律事務所の渡辺参考人からは、自主的避難等対象区域における精神的損害の賠償について、法律的な定義からの賠償の困難さについて言及がありました。しかし、この損害賠償への対応をてことして、政策的な支援を得ることが重要であるとの見解が示されたところであり、本市の置かれている状況について、国に対し各種施策の充実を今後も求めていくことを検討すべきであります。

以上、総務分科会における調査事項の結果につきまして申し述べましたが、これら調査した結果に基づき、関係意見書・決議に関する議案の提出を用意しておりますことを申し添えます。

最後に、引き続き東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を実施していくことを申し添えまして、特別委員長報告といたします。